

2023年5月9日

## 『金沢法学』執筆資格に関する意見書

意見者氏名 足立英彦

執筆資格を求める論文の執筆者氏名

鉢野正樹

当該論文の題目

カントの本源契約の社会理論と国家理論への展開

※ 以下の理由欄に、当該論文を『金沢法学』に掲載する必要性について具体的にご記入ください。理由欄は、次頁以降に広げて記入していただいて構いません。

理 由

民事法における契約自由の原則・過失責任主義や、刑事法における責任主義など、近代法は個々人の自己決定をできるだけ尊重すべき、という原則を前提としている。これには、自律を根幹とするカントの道德哲学の影響が大きいと考えられるが、カント自身が法や国家についての見解を明らかにしたのはかなり遅く、最晩年の1796年末から97年はじめに『人倫の形而上学』第一部「法論の形而上学的基礎論」（以下、「法論」とする）によってであった。カントは当然に自身の道德哲学を踏まえた法理論を展開したわけだが、その読者の多くは、カント自身が『純粹理性批判』や『実践理性批判』で確立した批判哲学の体系と「法論」は矛盾すると受け止め、その結果、カントの法論・法哲学に対する研究はカント哲学研究の中で長らく周辺的なものにとどまることとなった。19世紀末から20世紀初頭にかけて広がった新カント学派も、カントの法論にはほとんど関心を寄せていない。しかし、1971年に公表されたリッターの博士論文（Christian Ritter, *Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen*）がカント法論再評価のきっかけを与え、急速に研究が進んだ。これらの研究は、法論と批判哲学の関係を肯定する見解と否定する見解とにおおよそ分けることができるが、鉢野氏の本論文は、肯定説の側に立ちつつ、カント法論解釈の論争に参戦しようとするものである。

鉢野氏の関心は、我々の社会・国家が存立するための条件を明らかにすることであり、その答えを見つけるために、カントの法論を参照している。鉢野氏によれば、カントの法論を理解するためには、知性（叡智）界・感性界から構成されるカントの二世界論を前提とすることが必要である。知性界においては、幸福等の他の目的のためではなく、社会それ自体を目的と考え、その成立を義務と思う市民が「市民の結合契約」（本源契約）を締結し、国家を成立させる。その契約は、人々が互いを目的とみなし、手段とみなしてはならないという定言命法を含み、したがって、各市民の自由・平等・独立を原理とするものである。

知性界の国民と国家を感性界に降ろすためには、国民と「国家」の関係を、国民と「国主」（国王）の関係に移行させなければならない。鉢野氏によれば、両者の間で有効な原理は変わらない。しかし感性界においては、知性界においてと異なり、定言命法に反し、自由を侵害する者も存在する。このため、多数の合意によって法を制定し、国民の権利を守らなければならない。この権利を国主が侵害した場合、国民は不服を申し立て、反抗する

ことができるが、国主（国家）の存立はそれ自体が至上であるため、それに対する不服従は認められない。このようにカントは、国民に服従を求め同時に反抗をも認めるという一見矛盾した態度をとるが、国民に言論の自由を認めることによってこの矛盾を解消している。言論の自由がある国においては、国民は国主に権利侵害を告知することができ、国主はそれに気づくことができるからである。

カントの法論をどう解釈するかは、法哲学者であれば避けて通れない難題である。また冒頭で述べた近代法の前提に対する批判的な考察につながりうる作業でもある。この意義深く困難な課題に鉢野氏は果敢に挑戦した。その結果、鉢野氏は、カント哲学の基礎である知性界・感性界の二世界論の視点からカントの法論を解釈することが重要であること、その二世界論や定言命法など、カントの哲学的枠組みから出発すると、言論の自由の必要性が導かれることなどを指摘した。これらの指摘は、カント法論のカント的な解釈に対しても、現代社会における言論の自由等、基本的人権をめぐる議論に対しても、貴重な示唆を与えるものである。このため、本論文を『金沢法学』に掲載する必要性は認められると考える。